

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年5月31日 午前9時30分
場 所 三条市役所第二庁舎 3階 301会議室

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

- 報告事項
- 報第1号 第1調査部会の調査結果報告について
 - 報第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
 - 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
 - 報第4号 作付変更届について
 - 報第5号 農地法第3条の3の届出について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 坂井浩行委員 | 2番 早川直子委員 |
| 3番 山屋和徳委員 | 4番 栞原一郎委員 |
| 5番 小池秀一委員 | 6番 志田洋一委員 |
| 7番 笹岡大介委員 | 8番 瀬高栄津子委員 |
| 9番 山倉広委員 | 10番 佐藤直人委員 |
| 11番 小師栄一委員 | 12番 飛岡雅史委員 |
| 13番 井上利弥委員 | 14番 五十嵐弘作委員 |
| 15番 吉田昇委員 | 16番 鈴木範男委員 |
| 17番 熊倉睦委員 | 18番 田邊健一委員 |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 18名

- | | |
|--------|---------|
| 青木誠一委員 | 岡崎耕一郎委員 |
| 川上利男委員 | 北澤正之委員 |
| 小出和哉委員 | 小林克洋委員 |
| 駒形徹委員 | 佐々木一光委員 |
| 高山弘則委員 | 中澤伸一郎委員 |

新飯田 雅 樹 委員
堀 江 義 栄 委員
山 寄 哲 矢 委員
若 林 昌 広 委員

平 松 広 之 委員
丸 山 由 夫 委員
山 谷 秀 昭 委員
渡 辺 秀 人 委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	山 村 吉 治
経 営 基 盤 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任	佐 藤 信 幸

午前9時30分 開会及び開議

議長（栞原会長）

これより総会を開会します。

（挨拶 略）

最初に、出席状況を報告します。農業委員、在任委員18名、出席18名、欠席0、推進委員、在任委員18名、出席18名、欠席0で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名いたします。

2番、早川直子委員、17番、熊倉睦委員からお願いいたします。

それでは、これより議案審議を行います。

議第1号から議第4号及び報第1号から報第5号までの以上9件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。

最初に、農地中間管理事業の公社借入です。

3ページ欄外を御覧ください。今月の公社借入は、新規設定6件、5万1,908.13平米です。これらの6件は、農地中間管理事業により、公益社団法人新潟県農林公社が新規で借入をするものです。

番号ごとに順次説明いたします。1ページをお願いします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

17番は、西本成寺地内の農地6筆、4,997平米。

18番は、北野新田地内ほかの農地7筆、1万9,789平米。

19番は、2 ページまで続きます。鶴田二丁目地内ほかの農地 8 筆、1 万1,770平米。

20番は、北入蔵二丁目地内の農地 2 筆、2,145平米。

21番は、鶴田地内の農地 1 筆、730平米。

22番は、大宮新田地内ほかの農地22筆、1 万2,477.13平米。

以上 6 件は、新潟県農林公社が新規に借入するものです。

次に、農地中間管理事業の公社貸付です。

6 ページ下段欄外を御覧ください。

今月の公社貸付は、新規設定 7 件、5 万1,908.13平米です。

整理番号の元番は、先ほど説明した農地中間管理事業公社借入に対応する番号です。

枝番号につきましては、耕作者ごとに附番しております。

なお、農地の所在は、先ほど説明した公社借入のとおりです。また、利用権の設定を受ける者、経営面積及び労働力、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、番号ごとの個別の説明は省略させていただきます。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく、相対の利用権設定です。

9 ページ欄外を御覧ください。今月は、新規設定 8 件、4 万4,754平米です。

番号ごとに順次説明いたします。7 ページをお願いします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、経営面積及び労働力、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

23番は、西本成寺地内の農地 1 筆、197平米。受ける者の経営面積がありませんので補足説明いたしますと、これまでも設定する者と一緒に耕作してきましたが、今回使用賃借権を設定し耕作したいことから申請されたものです。

24番は、原地内ほかの農地 7 筆、9,698平米。

25番は、下大浦地内の農地 2 筆、2,008平米。

26番は、東光寺地内の農地 1 筆、708平米。受ける者の経営面積がありませんので補足説明いたしますと、実家が農家で農業経験もあり農機具も所有されているとのこと。

8 ページをお願いします。

27番は、花刈地内ほかの農地 5 筆、8,358平米。

28番は、荻堀地内の農地 3 筆、2,939平米。

29番は、荻堀地内の農地 9 筆、6,858平米。

30番は、小古瀬地内の農地 5 筆、1 万3,988平米。

以上 8 件は、相対により新規で、それぞれに賃借権または使用賃借権を設定するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第 1 調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席してください。

3 番、山屋和徳委員。

第1 調査部会長（3 番山屋和徳委員）

最初に、第1 調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、5月27日午前9時から厚生福祉会館第2集会室において、栗原会長同席の下、開催しました。開会后、転用申請で1,000平米を超える案件については現地調査を実施し、その後部会を再開し、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て、調査結果を取りまとめ、午前10時6分に閉会しました。

続いて、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告します。

今月は、公社借入が新規設定6件、5万1,908.13平米、公社貸付は新規設定7件、5万1,908.13平米です。次に、相対での利用権設定は新規設定8件、4万4,754平米です。

今月申請のあった案件は、いずれも事務局から書類の審査結果などの詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものとなりました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

なお、発言につきましては、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

11ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの5件、贈与によるもの2件、合計7件、1万4,814平米です。

10ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

2番は、鶴田一丁目地内の農地4筆、2,689平米を譲渡人は高齢で離農したいことから、譲渡人の要望で知り合いの譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり田は〇〇〇円、畑は〇〇〇円です。

3番は、西鱒田地内ほかの農地4筆、6,354平米を譲渡人は耕作できないことから、譲渡人の要望で近隣で耕作する譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

4番は、諏訪二丁目地内の農地1筆、461平米を譲渡人は離農したいことから、譲渡人の要望で近くに農地を所有する譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

5番は、諏訪二丁目地内の農地2筆、590平米を譲渡人は離農したいことから、譲渡人の要望で近くに農地を所有する譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

6番は、大島地内の農地1筆、300平米を譲渡人は離農したいことから、譲渡人の要望で近くに住む譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

7番は、吉野屋地内の農地1筆、3,980平米を譲受人の要望で贈与するもので、これまで使用貸借権の設定により譲受人の妻が耕作しております。

8番は、大平地内の農地1筆、440平米を譲渡人は遠方に居住し耕作できないことから、譲渡人の要望で贈与するもので、これまでも使用貸借権の設定により譲受人が耕作しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月は、売買によるもの5件、贈与によるもの2件、合計7件、1万4,814平米で、いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

17番、熊倉委員。

17番（熊倉 睦委員）

17番、熊倉です。10ページの2番の案件ですが、譲受人は土建業の方ですか。

事務局（山村事務局長）

申請書の職業は農業兼会社役員となっていますが、土建業の会社かどうかは把握しておりません。

17番（熊倉 睦委員）

私の間違いであればいいですけど、その方は土建業をしていて、農地を取得してすぐに埋立をして、建売住宅にするというような人ではないかと思います。島潟で畑をするということで3条許可申請を出したことがあったのですが、集落の反対で申請を取り下げたという例もありますので、農地として適切に利用されているか確認する必要があると思いますのでよろしくお願いします。

事務局（山村事務局長）

今後の農地の状況については、地元の委員とともに事務局で注視してまいりたいと思います。

17番（熊倉 睦委員）

今後の農地の使われ方について、地区担当の方はよく見ていただきたいと思いますので、お願いいたします。

事務局（上林経営基盤係長）

補足になりますが、毎年実施している農地パトロールで、前年度の3条許可案件の現地確認を行うことになっていますのでよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いた

します。

13ページ欄外を御覧ください。今月の申請は9件、5,816平米です。

12ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

11番は、競売の報告です。東本成寺地内の農地1筆、158平米を競売により取得し、建売住宅1棟の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。なお、本件は3月総会において附帯決議されたもので、買受適格証明書の交付を受けた譲受人が落札し、証明書交付時の計画どおり農地法第5条の申請があったため、4月23日付で許可したものです。

12番は、荒町二丁目地内の農地1筆、945平米を売買により取得し、宅地分譲5区画の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、体育文化会館の北西側300メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

13番は、桜木町地内の農地1筆、279平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条ものづくり学校の南西側170メートル付近で、都市計画用途地域の第二種中高層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

14番は、直江町四丁目地内の農地4筆、2,914平米を賃借権の設定により一時転用し、仮設送電鉄塔1基及び工事ヤードの用地として利用したいもので、場所につきましては国道8号直江町三丁目交差点の南側400メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

15番は、直江町四丁目地内の農地1筆、434平米を賃借権の設定により一時転用し、仮設送電鉄塔1基及び工事ヤードの用地として利用したいもので、場所につきましては国道8号直江町三丁目交差点の西側690メートル付近で、都市計画用途地域の工業専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

16番は、袋地内の農地1筆、281平米を使用賃借権の設定により、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいもので、場所につきましてはJR東光寺駅の東側790メートル付近で、住宅等の連たんする地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、貸付人と借受人は親子です。

17番は、新堀地内の農地2筆、382平米を使用賃借権の設定により、住宅1棟及び車庫1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては三条市役所栄庁舎の北東側300メートル付近で、市役所からおおむね300メートル以内にある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、貸付人と借受人は親子です。

18番は、猪子場新田地内の農地1筆、330平米を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、清掃センターの西側320メートル付近で、住宅等の連たんする地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

19番は、山王地内の農地3筆、93平米を売買により取得し、隣接する倉庫及びアパートの駐車場7台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり〇〇〇円です。

場所につきましては、帯織郵便局の西側300メートル付近で、住宅等の連たんする地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

それでは、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月は9件、5,816平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。

また、いずれも3,000平米以下であることから新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとししました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

以上で調査部会から事前に調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（栞原会長）

次に、議第4号『令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第4号『令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について』説明いたします。

14ページを御覧ください。

農業委員会等に関する法律第37条及び同法施行規則第15条の規定に基づき、農業委員会は、運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況についてインターネットなどにより翌年度の6月30日まで公表するものです。

それでは、具体的内容について説明いたします。

最初に、「Ⅰ 農業委員会の状況」ですが令和5年4月1日現在の体制は、農業委員19人、推進委員17人となっています。

15ページをお願いします。

次に、「Ⅱ 最適化活動の実施状況」です。

「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」について、「① 現状及び課題」は令和4年度末現在の数値で、管内の農地面積6,510ヘクタール、集積面積4,209ヘクタール、集積率は64.5%となっております。

「② 目標」は、令和9年度までに集積率80%としております。

「③ 実績」は、令和5年度の新規集積面積は23ヘクタールで、累計の集積面積は4,228ヘクタール、集積率は64.6%になりました。

その下の「農業委員会の点検結果」については、新たに農地所有適格法人3法人が設立されたこと、地域計画策定に向けた目標地図素案作成について記載しております。

次に、「(2) 遊休農地の発生防止・解消」です。「① 現状及び課題」については、令和4年度の利用状況調査、いわゆる農地パトロールにより判明した遊休農地はありませんでした。

「② 目標」は、既存遊休農地の解消で解消目標面積は0.2ヘクタールとしております。

16ページをお願いします。

「③ 実績」は、令和5年度に解消された遊休農地はありませんでした。

「④ その他」には利用状況調査実施状況を記載しております。

その下の「農業委員会の点検結果」につきましましては、令和4年度に解消された遊休農地のうち0.4ヘクタールが再発したことから、利用意向調査を実施しましたが、現在未回答の状況となっております。今後解消に向け、委員の皆様から特段の御協力をお願いしたいと思います。

次に、「(3) 新規参入の促進」です。「① 現状及び課題」は、令和元年から令和3年までの間、新規参入はありませんでした。

「② 目標」は、公表する農地面積を43ヘクタールといたしました。

17ページをお願いします。

「③ 実績」は、農地銀行のあっせん希望農地や事務局等で相談を受けた8.5ヘクタールの農地の情報を、所有者の同意を得てホームページ等で公表しております。

次に、「2 最適化活動の活動目標」です。「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、月に7日としております。

「(2) 活動強化月間の設定」については、「① 目標」に8月から10月までの3か月間を設定し、月に1回、合計3回と設定しました。なお、最適化活動の回数は、活動の

実際の回数ではなく、活動した月を1回とカウントするルールになっております。

「② 実績」は、新たな耕作者の掘り起こしを昨年10月から本年3月まで、意向把握調査を本年2月から3月まで実施したことから、合計6か月で6回となり、目標の活動回数を上回ることができました。

また、地域計画の策定に向けた農業委員会の方針を昨年9月の総会で決定し、委員の皆様と事務局職員等で、地域からの要望に応じ説明会を開催しました。また、本年2月から3月にかけて、今後の農業経営についての意向把握調査を実施しました。対象は、経営面積30アール以上の農業者及び法人2,754経営体とし、回答数は1,446経営体からあり、回答率は52.5%となりました。現在集計作業を進めており、現況地図をまとめているところでございます。

18ページをお願いします。

「(3) 新規参入相談会への参加」の「① 目標」及び「② 実績」は記載のとおりです。

下の「目標の達成状況の評語」ですが、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」といたしました。これは、皆様から行っていただく最適化活動の目標が月当たり7日に対して、毎月御提出いただいております活動記録簿を基に活動実績を算出したところ、月当たり2.28日となったためです。皆様からは、農地管理の相談など農業委員会に関する様々な活動を行っていただくこととなりますが、ささいなことでも構いませんので、委員としての活動を活動記録簿に記載いただき、提出していただきますようお願いいたします。

19ページをお願いします。

次に、「Ⅲ 事務の実施状況」です。

「1 総会、部会の開催実績」は記載のとおりです。

「2 農地法第3条に基づく許可事務」は、1年間の処理件数が61件、全件許可となりました。

「3 農地転用に関する事務」は、1年間の処理件数91件、全件許可となりました。

「4 違反転用への対応」ですが、令和5年度中に0.2ヘクタールの違反転用が解消され、年度末時点の違反転用面積は0.7ヘクタールとなっています。

なお、議第4号につきましては、御承認をいただければホームページ等で公表する予定でございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第4号につきましては、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。
承認されましたので、ホームページで公表いたします。
以上で全ての議案の審議は終了いたしました。

議長（栞原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第5号までの5件を一括議題とします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号から報第5号までの4件について、事務局、報告願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

報告の中で質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栞原会長）

次に、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第2調査部会長、9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。6月25日午前9時から厚生福祉会館2階第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、28日午前9時30分開会を予定しております。

以上で定例総会を閉会します。長時間にわたって御審議いただきまして、ありがとうございました。

午前10時10分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議事録署名委員（ 2 番）

議事録署名委員（ 1 7 番）
